

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の概要

県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく工場・事業場の排水規制に加えて、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）による県独自の排水規制を行っている。

この度、行政手続の合理化の観点から法施行規則が改正され、規制対象施設の設置等の届出を受理した際に、受理書を交付する規定が廃止されたことから、法と同様な手続を定めている千葉県環境保全条例施行規則の受理書交付規定を廃止する。

併せて、行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき、押印廃止等を行う。

1 改正理由

- ・法及び条例では、規制対象施設の設置等の届出受理後、60日を経過しなければ、施設を設置してはならない規定がある。設置等が可能となる日を明らかにするため、届出者に受理書を交付する規定を設けていたが、届出日により把握が可能であることから、法と同様に受理書の交付事務を廃止する。
- ・交付事務の廃止に併せ、同事務の処理を市川市等が行うことを定めた「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則」（以下「特例条例規則」という。）を改正する。
- ・県では行政手続等における押印見直し方針を定め、認印による押印は原則として廃止することとしたため、様式の見直しを行う。

2 改正内容

（1）受理書の交付事務の廃止

- ・規則第8条及び第3号様式を削除する。
- ・交付事務の処理を市川市、松戸市、市原市が行うことを定めた特例条例規則の第1条の表「特例条例別表第二十九号上欄カに規定する千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの」の項を削除する。

（2）押印廃止等

- ・押印の見直しに伴う様式の整備及び必要な規定の整備を行う。
該当様式：第1, 2, 4～6, 8, 11～15, 17～23号様式

3 施行期日

令和4年4月1日